

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

菊陽町は、健康管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

菊陽町長

公表日

令和4年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>菊陽町では、予防接種法、母子保健法及び健康増進法に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 予防接種の実施及び接種履歴の管理 ② 予防接種の実施の指示及び実施に必要な協力 ③ 予防接種による健康被害給付請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④ 予防接種実費徴収の手続 ⑤ 母子の保健指導 ⑥ 新生児の訪問指導 ⑦ 健康診査の実施及び勧奨 ⑧ 妊娠届出の受理及び審査 ⑨ 母子健康手帳の交付 ⑩ 妊産婦の訪問指導 ⑪ 未熟児の訪問指導 ⑫ 養育医療の給付又は費用の支給に関する事務 ⑬ 母子健康包括支援センターへの事業の実施に関する事務 ⑭ 健康増進法に基づく各健康診査、健康教育、保健指導等の実施 ⑮ 各種健康診査等の記録の作成及び管理</p>
③システムの名称	1. 健康かるて 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 健康管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(10、49、76の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第10、40、54条)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
	<p>予防接種法に基づく事務</p> <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :16の2の項 (情報提供の根拠) :16の2の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第12条の2 (情報提供の根拠) :第12条の2</p> <p>母子保健法に基づく事務</p> <p>1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :56の2の項、69の2の項、70</p>

②法令上の根拠

(情報提供の根拠)

:26、56の2の項、69の2の項

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)

(情報照会の根拠)

:第19条、第38条の3

(情報提供の根拠)

:第19条、第30条、38条の3

健康増進法に基づく事務

1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二

(情報照会の根拠)

:102の2の項

(情報提供の根拠)

:102の2の項

2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)

(情報照会の根拠)

:第50条

(情報提供の根拠)

:第50条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康保険部健康・保険課
②所属長の役職名	健康・保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 総務部 総務課 電話 096-232-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 菊陽町役場 健康保険部 健康・保険課 電話 096-232-4912

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	1. 健康かるて 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバー	1. 健康かるて 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	システムの更新
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>予防接種法に基づく事務 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (以下省略)</p> <p>母子保健法に基づく事務 1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (以下省略)</p> <p>健康増進法に基づく事務 情報提供ネットワークシステムによる情報連携は行わない。</p>	<p>予防接種法に基づく事務 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (以下省略)</p> <p>母子保健法に基づく事務 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (以下省略)</p> <p>健康増進法に基づく事務 1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (情報照会の根拠) :102の2の項 (情報提供の根拠) :102の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第50条 (情報提供の根拠) :第50条</p>	事後	法改正に伴う修正
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	
令和4年3月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年3月10日	令和4年3月1日	事後	